

## 中華人民共和国（中国）

|    |       |        |
|----|-------|--------|
| 目次 | 概要    | ・・・ 1  |
|    | 代理人制度 | ・・・ 2  |
|    | 特許制度  | ・・・ 4  |
|    | 意匠制度  | ・・・ 9  |
|    | 商標制度  | ・・・ 11 |
|    | 模倣品対策 | ・・・ 13 |

### 概 要

2009年12月

主な加入条約：パリ条約、PCT、WTO、マドリッド協定、マドリッド協定議定書、ベルヌ条約

公用語：中国語

所管官庁：中国国家知識産権局

State Intellectual Property Office (SIPO) of the People's Republic of China

住所：北京市海淀区蓟門橋西土城路6号

Website: <http://english.sipo.gov.cn/>

中国国家工商行政管理総局商標局

State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China,  
Trademark Office

住所 Trademark Office  
State Administration for Industry and Commerce  
8, Sanlihe Donglu  
Xichengqu  
100820 BEIJING

Website: <http://www.saic.gov.cn/sbjenglish/>

## 代理人制度

2004 年 11 月

(1) 特許代理人に必要な資格

特許、実用新案、意匠（商標を含まない）出願について

Patent Agent の資格

なお、商標代理人という資格がない

(2) 特許代理人資格取得の要件

(a) 理系出身かつ特許代理人試験に合格する必要がある。

試験科目：特許法（実用新案および意匠を含む）、他の IP 関係法（著作権法）、民法、民事訴訟法、契約法、出願手続、特許書類の作成等。

(b) 或は、少なくとも 5 年間の審査官経験を有するものは受験することなく資格を取得できる。

(3) 資格取得後、特許庁や All-China Patent Agent Association が開催する研修を受講する必要がある。

(4) 代理人事務所の業務例：

出願（特許、実用新案、意匠及び商標）、仲裁

実施契約に関するコンサルティング

ドメインネームの登録、著作権の登録、コンピュータソフトウェアの登録

税関における IP 保護

尚、事務所が涉外事件を扱うには、ライセンスが必要ではない。

(5) 利益相反行為に関する制限があり、法文化されている。

(6) 国内の代理人協会について

(特許)

中華全国專利代理人協會（All-China Patent Agents Association）（中国国家知識産権局の監督下にある）

会員：Patent Agent または Chinese Patent Agency

会員数：約 7 0 0 余りの代理機構及び約 6 0 0 0 人余りの個人会員

強制加入制

協会の連絡先：

Tel 86-10-58572729      Fax 86-10-58572728

E-mail address [mail@acpaa.cn](mailto:mail@acpaa.cn)

Website: <http://www.acpaa.cn/>

協会の活動内容：

IP に関する研究

会員への IP 関連情報の提供

庁の運用および法律に関する庁との交渉

法律、規則、倫理を遵守させるべく会員の監督

会員の権利及び利益の保護、

協会の内外関係の調整

会員の業務の質の向上、研修およびセミナーの開催

会員の品位の維持、不正競争の防止、事務所の開設の援助

国際協調の促進

全国会誌の発行

尚、協会は代理業務に関する手数料を規定している。

海外のクライアントに対する情報提供（法律改正、判例等）は HP にて実施している。

(商標)

中華商標協会 (China Trademark Association) (中国国家工商行政管理総局の監督下にある)

会員 : Companies, Chinese Trademark Agencies, trademark experts

会員数 :

強制加入制

Tel 86-10-68014071 Fax 86-10-68014071

Website: <http://www.cta.org.cn>

協会の活動内容 :

会員の商標権益を保護

会員企業の著名商標を生み出すことに協力

社会の商標意識を強化

商品、サービス品質の向上

会員への商標法律コンサルティング

IP に関する研究

協会の内外関係の調整

会員の業務の質の向上、研修およびセミナーの開催

会員の品位の維持、不公正競争の防止、事務所の開設の援助

国際協調の促進

2008年末、中華商標協会商標代理分会が設立された。

商標代理分会の活動内容 :

法律、規則、倫理を遵守させるべく会員の監督

会員の権利及び利益の保護、

業界内外関係の調整

会員の業務の質の向上

会員品位の維持、不公正競争の防止、業界の健全な発展を促進

国際交流

## 特 許

2012年9月

### 1. 一般

適用法令 専利法

所管官庁 中国国家知識産権局

保護の種類は、特許、実用新案、意匠

### 2. 保護対象

#### (1) 発明の定義

製品、プロセスに関する新しい技術的解決、あるいはそれらの改良

#### (2) 不特許事由

公序良俗に反するもの

科学的発見

動物及び植物品種

コンピュータプログラム、ビジネス方法

原子核変換方法によって得られる物質など

### 3. 登録要件

#### (1) 産業上の利用可能性

人間又は動物の治療方法などは産業上利用可能性なし

#### (2) 新規性

公知、公用、文献公知は世界主義を採用（優先日が2009年10月1日以降の出願）

#### (3) 進歩性

判断基準あり

#### (4) 発明の単一性

一つの一般的発明概念から構成される発明群

### 4. 出願手続

#### (1) 出願人となり得る者

発明者又は譲受人 なお、職務発明の特許を受ける権利は原始的に所属会社に属する

#### (2) 必要書類

① 願書 出願人の住所、氏名、発明者の氏名

② 明細書

③ クレーム 多項従属可能（多項従属項の多項従属は不可）

④ 必要な図面 図面代用写真も可能

⑤ 要約書

⑥ 委任状

⑦ 優先権証明書（PCT出願では、要求された場合のみ）

⑧ 譲渡証

⑦、⑧は出願日から3月以内に提出可能。⑤、⑥は後出し可能。

(3) PCT出願の国内移行の場合、FAXによる出願可能

(4) 出願言語は中国語。ただし、中国を受理官庁とするPCTの場合、英語でも良い。

(5) PCT出願の国内移行期限

① 最先の優先日から30月。ただし、2ヶ月延長可能。国内移行期限内に翻訳文の提出必要。

② 19条補正又は34条補正は、国内移行時又は移行日後一定期間に翻訳文の提出必要

③ 補正は原文範囲内で可能

## 5. 審査手続

(1) 方式審査

① 方式要件違反は、補正指令の対象

② 優先日から18月経過後に出願公開

(2) 出願審査請求制度あり

優先日から3年以内に審査請求必要 審査請求ない場合、出願は取下げ擬制

(3) 実体審査

① 特許要件を満たしていない場合、拒絶理由通知を発する

最初の拒絶理由通知に対し、4月以内に意見書・補正書提出可能

2回目以降の拒絶理由通知に対し、2月以内に意見書・補正書提出可能

上記各提出期間は、2月の期間延長可能

なお、遠隔又は交通不便の地の出願人への延長制度なし

② 期限内に拒絶理由通知に応答しない場合、出願は取下げ擬制

③ 出願人の請求により審査官が認めた場合にはインタビューが可能

④ 拒絶査定決定に対し通知日から3月以内に、特許復審委員会に拒絶査定不服審判(復審)を請求可能

拒絶査定不服審判の決定に対し通知日から3月以内に、人民法院へ出訴可能

⑤ 補正の時期的要件

i 実体審査で拒絶理由通知書を受ける前

実体審査請求をするとき、又は国家知識産権局から実体審査段階に移行する旨の通知を受領した日から3ヶ月以内に、自発補正をすることができる(細則51条1項)。

ii 実体審査で拒絶理由通知書を受けた後

拒絶理由通知書の応答期間内に補正をすることができる。

iii 実体審査で拒絶査定を受けた後

特許出願人は下記の場合に補正することができる(細則60条1項)。

・復審請求書(拒絶査定不服審判の請求書)を提出する際

・復審決定に先立って通知される復審通知書に応答する際(通知書受領日から1ヶ月以内)

- ・口頭審理に参加する際（審査指南第4部分第2章4.2）

⑥ 分割出願の時期的要件

出願人は、国家知識産権局から原出願に対する専利権付与の通知を受領した日より2ヶ月の登録手続を行う期限が満了する前までであれば、分割出願をすることができる（細則42条1項、54条1項）。

なお、専利出願が既に拒絶され、又は取り下げられ若しくは取り下げられたとみなされて、まだ権利の回復がされない場合には、分割出願はできない（細則42条1項）。

元出願に対する拒絶査定を受け取った日から三ヶ月以内に、拒絶査定不服審判中、拒絶審決を受け取った3ヶ月以内に、又は、審決取消訴訟の期間中に、分割出願を提出することができる。（審査基準第1部分第1章第5.1.1節）

子出願をさらに分割する場合の分割出願が可能な時期は、元出願の状態に従う。元出願の登録後、拒絶査定確定後、または取下げ確定後に、子出願が存在していても、この子出願を分割することはできない。但し、子出願が単一性の要件を満たさないとき、審査官の指示に応じて分割出願（孫出願）を提出することができる。（審査基準第1部分第1章第5.1.1節）

⑦ 1stOAまでの期間及び特許権利化までの期間

中国特許庁が2010年4月に発表した「2009年度特許審査品質報告」によれば、2009年に、特許出願について実体審査の開始から1stOAまでの平均期間は12.5ヶ月であった。審査請求から計算すると、約15ヶ月であった。

また、2009年に、特許出願について実体審査の開始から審査終結までの平均期間は約25ヶ月であった。審査請求から計算すると、約28ヶ月であった。

実用新案出願の登録までの平均期間は出願日から約6ヶ月であった。意匠出願の登録までの平均期間は出願日から約7ヶ月であった。

6. 登録

- (1) 存続期間は出願日から20年（実用新案は出願日から10年）
- (2) 特許出願から登録までは、出願から3～5年程度
- (3) 登録査定謄本送達後、2月以内に登録料及び1年分の特許料を支払う
- (4) 年金

第2年目からは登録日の該当日より前1月以内に納付

なお、この期間を徒過しても年金を納付可能

- (5) 特許期間の延長制度なし

7. その他

① 早期審査制度あり

i 特許審査ハイウェイ

日本、米国、ドイツ、韓国、ロシアとの間で試行プログラムを実施

ii 優先審査制度（2012.08.01～）

優先審査が認められると、30日以内に第一回目の審査意見通知書が、12ヶ月以内に最終審査結果が出される。

優先審査の申請を行うことが可能な特許出願は以下の通り。

（一）省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、先進設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車等の技術分野における重要な特許出願。

（二）低炭素技術、資源節約など、グリーン発展に寄与する重要な特許出願。

（三）同一の主題に関し、中国で最初に出願し、さらに、その他の国又は地域においても出願した、中国での特許出願。

（四）その他、国家の利益又は公共の利益に対して重大な意義を有し、優先審査を必要とする特許出願。

② 外国語出願制度なし

③ 審査請求制度あり

優先日から3年以内に行う必要あり

④ 出願公開制度あり

優先日から1年6月で出願公開

⑤ 出願変更制度なし

⑥ 分割出願制度あり

出願継続中、あるいは特許査定謄本受領日から2月以内に分割出願可能

⑦ 新規性喪失の例外の適用可能

所定の場合、新規性喪失日から6月以内に所定書面とともに出願する必要あり

出願日より2月以内に証拠を提出する必要あり

⑧ 国内優先制度あり

⑨ 名義変更は、特許庁に登録必要

その場合、名義変更届（認証あるいは公証必要）や新たな委任状を提出

⑩ 包括委任状制度あり

⑪ 期限徒過の場合の救済制度あり

⑫ 登録実用新案に対する評価報告請求制度がある。

⑬ 遺伝子資源情報の開示及び記載義務がある。

- ・中国特許法第26条第5項によれば、遺伝資源を利用して完成された発明について、出願人は特許出願書類にその遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなければならない。出願人が原始的由来について説明できない場合はその理由を示さなければならない。（遺伝資源開示義務）

- ・中国特許法実施細則第26条第2項によれば、遺伝資源を利用して完成された発明について出願する場合、願書にその旨を説明し、「遺伝資源開示登記票」に記入しなければならない。中国特許法実施細則第109条によれば、PCT出願に係る発明が遺

伝資源を利用して完成された場合、P C T出願の中国国内移行の声明に説明を行い、「遺伝資源開示登記票」を記入しなければならない。

- ・「遺伝資源の直接的由来」とは、遺伝資源を取得する直接的なルートである。遺伝資源の取得日時・場所・方法・提供者などの情報を提供する必要がある（例えば、保存機構、種子バンク、遺伝子バンク）（審査基準第2部分第10章第9.5節）。「遺伝資源の原始的由来」とは、遺伝資源を有する生体の生存環境における採集地、たとえば、自然成長生体の場合、その自然成長環境、栽培される生体の場合、生体の特定の性状や特徴が形成される環境である。遺伝資源の日時・場所・採集者などの情報を提供する必要がある。例えば、直接的由来となる保存機構、種子バンク、遺伝子バンクから取得する。原始的由来を説明できない場合、その理由を説明し、必要に応じて証明書を添付する。
- ・審査において、遺伝資源開示登記票が提出されていない場合、補充命令が出される。遺伝資源開示登記票が提出されている場合、遺伝資源の直接的由来と原始的由来が明記されているか、原始的由来が明記されていない場合、理由の説明があるか、必要な証明があるかが審査される。遺伝資源開示登記票に不備がある場合、それを指摘し、拒絶理由通知書に応答後になお不備があると、出願が拒絶される。

なお、遺伝資源開示登記票の内容は明細書や特許請求の範囲の記載内容に該当せず、発明の開示が充分であるか否かを判断する根拠にならず、明細書、特許請求の範囲を補正する根拠にならない。

また、遺伝資源開示登記票は、出願日に提出してもよく、審査段階で審査官の補正指令に応じて提出しても良い。

- ・特許法第26条第5項（遺伝資源開示義務）違反は、拒絶理由ではあるが、無効理由ではない。

## 意 匠

2009 年 12 月

### 1. 一般

|      |                   |
|------|-------------------|
| 適用法令 | 1984 年特許法(専利法)    |
| 所管官庁 | SIPO(国家知識産権局)     |
| 加入条約 | パリ条約、ロカルノ協定、TRIPs |

### 2. 対象

- (1) 定義 製品の形状、模様又はこれらの結合、あるいは形状又は模様と色彩の結合であって審美性を有し、工業上利用できるもの。  
色彩を有する意匠も保護される。

#### (2) 登録要件

・新規性（公知、公用、文献記載は世界主義を採用し、これらの意匠と同一又は類似の意匠は登録されない。）（優先日が2009年10月1日以降の出願）

- ・創作非容易性。（優先日が2009年10月1日以降の出願）
- ・他人が先に取得した権利に抵触しないこと。
- ・工業上利用性
- ・審美性

#### (3) 部分意匠制度はない。

### 3. 出願手続

#### (1) 出願書類

- ① 願書
  - ・出願人の氏名、名称、住所、創作者の氏名
  - ・意匠を応用する物品の類別
  - ・優先権の主張(最先の出願の出願番号、出願日、出願国名)
- ② 物品の説明 必要な場合のみ 創作の特徴、保護を求める色彩、意匠を具現する物品の一部等について簡潔に行う。たとえば、
  - (a) 意匠にかかる物品の正面、背面、左右、立面、底面が対称の場合に図面を省略する旨の記載
  - (b) 形状が変化する物品の説明（折りたたみ傘、動くおもちゃ等）
  - (c) 色彩を含む意匠 等
- ③ 図面又は写真

正射法による6面図、斜視図は意匠を把握するのに必要な時に提出する。  
左右側面が対称の場合は一側面図を省略可能。  
図面、写真に代わる見本、ひな形の提出は認められない。
- ④ 委任状（出願時に提出または出願日から2ヶ月以内の追完が認められる）。

⑤ 優先権書類（出願時または出願から３ヶ月以内に提出する。）

⑥ 意匠の簡単な説明（優先日が２００９年１０月１日以降の出願）

（２）意匠の単一性

- ・意匠の単一性を要する。
- ・セットの物品（カップとソーサー等）は一出願で手続可能。
- ・動的意匠のバリエーション登録は認められる。
- ・関連意匠制度がある。（優先日が２００９年１０月１日以降の出願）

（３）新規性喪失の例外規定

以下の場合には６ヶ月のグレースピリオドがある。

- ・中国政府が開催または認定した国際博覧会における最初の展示
- ・学術、科学の会合での発表
- ・出願人の同意のない開示

４．審査

（１）方式審査(初歩審査・・・方式及び公益的要件等審査)を行い、実体審査は行わない。

（２）補正

方式指令対応 ２ヶ月以内

（３）拒絶査定に対しては３ヶ月以内に特許復審委員会に対し、拒絶査定不服審判を請求可能。

５．登録

（１）初歩審査で拒絶理由が見つからないと権利付与の決定がなされ、登録して公告される。

（２）出願から登録までは通常約９から１２ヶ月要する。

（３）登録期間は出願日から１０年。延長規定はない。

（４）秘密意匠制度はない。

６．権利範囲

（１）意匠権者は登録意匠及び類似意匠について排他的権利を有する。

意匠の類似は一般消費者が先の意匠と後の意匠とを混同、誤認する場合、即ち両者を対比して判断するのではなく、両意匠の印象から混同が生じる場合に後の意匠は先の意匠と同一又は類似とされる。

７．その他

登録意匠に対する評価報告請求制度がある。

## 商 標

2009 年 12 月

### 1. 一般

適用法令 2001 年商標法

所管官庁 国家工商行政管理总局 State Administration for Industry and Commerce

加入条約 パリ条約、マドリッド協定、マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）

#### （1）使用

- ・登録主義を採用し、使用は要件ではない。
- ・先願主義

#### （2）商品分類

- ・国際分類を採用し国内商品／役務分類表をもつ。
- ・国内商品／役務分類表はインターネットでは公開されていない。  
商品／役務類似範囲に関する基準はある。
- ・一出願一区分制度(多区分出願は認められない)
- ・一出願に 10 品目(商品／サービス)を超える場合は追加料金が課される。
- ・小売業はサービスとして指定できない。

#### （3）商標

- ・立体商標は登録可能。
- ・音、匂いは登録できない。
- ・団体商標は登録可能。
- ・証明商標は登録可能。

### 2. 出願手続

#### （1）必要書類、必要情報

- ①願書
  - ・出願人の氏名、名称、住所（中国語及び英語で表記）
  - ・商標見本(標準文字制度あり)
  - ・商品区分及び商品／役務の表示（包括表示は認められない）
  - ・優先権主張（最先の出願情報）
- ②委任状（出願と同時に提出する）
- ③優先権書類は出願から 3 ヶ月以内に提出

#### （2）外国語出願は認めない。

### 3. 審査

#### （1）審査内容

方式審査と実体審査が行われ、実体審査においては絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由について審査が行われる。

#### （2）補正

商品／役務の表示の補正は当局から発行された補正通知に応答する場合のみ可能。

商標の補正はできない。

(3) 拒絶通知への対応は受領から 15 日以内。(延長可能)

- ・ コンセント制度はない。
- ・ ディスクレーマーは運用上認められている。
- ・ 部分拒絶制度がある。

拒絶査定に対しては受領後 15 日以内に商標評審委員会へ拒絶査定不服審判請求可能。

商標評審委員会決定については 30 日以内に人民法院に提訴可能。

(4) 公報掲載は実体審査の終了後(公告)。

公報発行から 3 ヶ月間は第三者の異議申し立てが可能(付与前異議)。

4. 登録

(1) 存続期間は登録日から 10 年だが 10 年ごとに更新可能。

(2) 更新申請は存続期間満了前 6 ヶ月以内。(料金納付により猶予期間もある)

更新は公告され新たな登録証が発行される。

5. 権利範囲 同一又は類似の商品／役務について同一又は類似の商標に権利が及ぶ。

6. その他

(1) 不使用取消審判制度 3 年間の継続的不使用

不使用取消審判が請求されると、商標権者は商標を付した商品、包装、取引書類、広告、展示等商標の使用を示す書類等を提出して使用を証明する。

(2) 使用許諾は登録が必要とされる。

(3) 外国人の留意事項

原則的に登録商標のみが保護され、登録は先願主義による。従って、できるだけ早期に出願し登録を受けることが肝要である。

### 1. 税関による水際措置または境界措置（侵害物品の通関保留措置）

#### (1) 関連法律

中国特許法および施行規則、商標法および施行規則、著作権法、中国の知的所有権に関する関税保護の法律（Regulations of Customs Protection on Intellectual Property Rights of P.R.China）等

#### (2) 税関での差止対象となる輸出入品の種類

他人の知的所有権を侵害しまたは侵害するおそれのある全ての物品

#### (3) 通関保留手続の概要

・税関が中国で登録されている知的所有権を侵害しまたは侵害するおそれのある輸入品または輸出品を見つけた場合、税関自身が開始する。

・知的所有権所有者からの申請により開始する場合もある。税関は、申請を審査し、疑わしい商品に対して措置を講じるかどうかを決定する。この場合、知的所有権所有者は関連する税関に申請書を提出し、保証金を供託し、見込まれる倉庫保管料を支払う。税関は侵害品を差し押さえ、調査を開始する。調査の後、決定が行われる。

税関の決定に不服がある場合は裁判所に提訴することができる。

#### (4) 必要な書類

申請者の情報、税関における知的所有権の記録情報を含む知的所有権の証拠、侵害の証拠、輸入品または輸出品の情報（何個、どこの港を通じて、輸入または輸出の時期、輸入者または輸出者の名前および他の情報）、模造品と真正品との相違点の情報等。

#### (5) 問合せ先

侵害品が輸入または輸出される地方の税関。

外国の申請者は中国の法律事務所に委託しなければならない。中国の弁護士がこの業務を行う。

### 2. 模倣に対する刑事的救済

#### (1) 刑事罰の種類および内容

懲役および罰金

#### (2) 刑事罰を課するための要件

中国の刑法は、登録名義人の許可のない同種の商品の登録商標と同一の商標を使用することは犯罪であると規定する。また、任意種類の商品の偽造の登録商標を表すことを知って商品を販売することも犯罪である。法律はさらに、登録名義人の許可なく登録商標のどのような表現を製造することも違法であると規定する。侵害品の売上高が比較的大きい場合、法律に違反した者は侵害の懲役に従う。懲役の期間は 3～7 年の場合がある。懲役に加えて、侵害は罰金刑の賦課をもたらす場合がある。

著作権侵害は制限のある状況でのみ犯罪である。侵害者がコピーから金銭の利得を得ようとすることを示す証拠があり、違法行為から得られた大きな収入を示す証拠がある場合のみ、刑事上の侵害が認められる。刑事上の侵害は下記活動を含む。

- (a) 著作権者の許可なく文書、原稿、楽譜、映画撮影法の製作物、コンピュータソフトウェアおよび書記媒体の他の形式を含む、他人の作品の複製および配布
- (b) 他人また団体が排他的出版権を享受する書籍の出版
- (c) 著作権者の許可のない音声または映像の複製および配布
- (d) 著作権者の許可のない芸術作品の製作および販売

刑事上の著作権侵害に対する罰は最長 3 年の懲役または罰金である。

他人の特許品を販売することは犯罪であり、状況が重大な場合、3 年を超える懲役または罰金が課せられる。

### (3) 刑事訴訟手続の概要

申請者が警察 (Police Department) へ報告する、あるいは税関もしくは政府機関が検察庁 (Public Prosecutory) に行わせる。

通常、犯罪捜査は公安当局 (Public Security Authority) によって行われる。犯罪を証明する十分な証拠が得られた場合、検察官へその事件が送られる。裁判所が最終決定する前に、検察官は侵害者を起訴する。

### (4) 要件

#### (a) 告訴権者

刑事訴訟については、通常原告が検察院 (procuratorate) である。一部の状況で、知的所有権所有者、専用実施権者、実施権者と知的所有権所有者、その他の利害関係人が刑事訴訟を提起する権利を有する場合もある。

#### (b) 告訴期間

特許法によれば、特許権の侵害に関する訴訟手続の実施に関する時効は、特許権者または任意の利害関係人が侵害行為についての知識を得るかまたは得たであろう日から 2 年である。

#### (c) 告訴状の書き方および委任状

外国の関係者が関連する場合、その関係者からの委任状が法的に認可され公証される。告訴状については、大きく 3 つの部分を含む。第 1 の部分は原告および被告の情報、第 2 の部分は請求、第 3 の部分は事実および理由である。

### (5) 問合せ先

訴訟が提起される場合、地方の裁判所。

外国の申請者は中国の法律事務所および弁護士に委託する必要がある。

## 3. 民事訴訟

### (1) 民事訴訟の対象となる侵害行為の種類

全ての種類の知的所有権の侵害。使用、製造、販売等を含む特許権、商標権、著作権の侵害または不正競争とみなされるいかなる行為も含む。

## (2) 侵害に対する救済の種類および内容

侵害の停止、公的な謝罪、事務的な罰金、発生した損害賠償額、あるいは得られた違法な利益、またはロイヤリティの合理的な倍数、または裁判所が決定する50万元以下の賠償。

## (3) 請求権発生の要件

侵害の発生または発生するおそれ、具体的な侵害、原告適格、侵害および／または損害を証明する証拠、関係する知的所有権の存在および有効性、原告の身分および識別証明書

## (4) 当事者適格

知的所有権所有者、専用実施権者、措置を講じることを希望しない知的所有権所有者の声明を取得した通常実施権者等。

## (5) 訴訟手続のフロー

(a) 訴状および対応する証拠を提出することにより、裁判所で民事訴訟の手続を実施

(b) 裁判所が被告に文書を提供

(c) 被告による答弁

(d) 被告の答弁の原告への提供

(e) 裁判の前に、裁判官によって指定された時または両方の当事者が同意した期間内に証拠を交換する

(f) 裁判所での尋問

(g) 裁判所による裁定

## (6) 裁判所に提出すべき書類

原告および被告の情報、知的所有権を示す証拠、侵害の存在を示す証拠、損害の請求額を支持する証拠、委任状、原告の識別証明書等

## (7) 裁判管轄権

知的所有権侵害事件に関し、最高裁判所によって指定された中間人民裁判所 (Intermediate People's Court) またはその上級裁判所。

特許庁、商標局、特許再審査部 (Re-examination Board) または Trade Review and Adjudication Board に対する行政訴訟に関しては、北京にある中間裁判所。

特許に関する侵害または紛争に関する民事上または刑事上の訴訟は、侵害行為の発生した、または侵害の結果物の存在する地方の各省、自治体または大都市の権限のある中間裁判所。

## (8) 問合せ先

訴訟が提起される地方の裁判所

外国の申請者は中国の法律事務所に委託する必要がある。中国の弁護士が法律行為を

行う。

#### 4. 仮処分

##### (1) 仮処分の要件

(a) 申立人の必要条件

[1] 知的所有権所有者;

[2] 知的所有権の専用実施権者。

(b) 証拠必要条件:

[1] 侵害の発生を証明する証拠;

[2] 文言侵害(特許権侵害の場合)を証明する証拠;

[3] 仮処分が認められない場合、回復不能な損害が生じるかもしれないことを証明する証拠;

[4] 申立人の身分を証明する証拠;

[5] 関係する知的所有権の存在および有効性を証明する証拠。

(c) 保証金必要条件:保証金と等しい額が裁判所に供託される。

(d) 時間的要件:仮処分の申請後に、訴訟が 15 日以内に行われなければならない。

##### (2) 仮処分の審理

必要な文書および情報が全て裁判所に提出され提供された後、裁判所は申立書の審査を開始する。裁判所が必要と考える場合、裁判所は仮処分に関するまたはそれらの見解を聞くために一方当事者または当事者双方のいずれかを呼び出して仮処分に関する意見を聞く場合がある。その後、必要な文書が全て裁判所に全て提供された後 48 時間以内に判断が行われる。当事者が判断に満足しない場合、再検討を申し立てることができない。控訴手続はできない。

##### (3) 問合せ先

訴訟が提起された地方の裁判所

外国の申請者は中国の法律事務所に委託する必要がある。中国の弁護士が法律行為を行う。

#### 5. 仮差押

##### (1) 仮差押の要件

管理当局は、違法な商品を差し押さえる権限を有する。例えば、AIC は商標侵害品を差し押さえることができる。税関は、知的所有権を侵害する商品を全て差し押さえることができる。

管理当局によって違法な商品を差し押さえるための必要条件:

[1] 適切な管理当局に申立書を提出する;

[2] 侵害を示す証拠(商品を侵害するサンプルおよび真正品のサンプル)の提供;

[3] 知的所有権証明書(ほとんどの状況で、コピーが受理可能)の提出;

[4] 申立人の身分を証明するために証拠物件を提出する;

[5] (税関手続における)保証金の提供;

## (2) 仮差押の審理

前述の文書および情報を全て提出した後、管理当局が侵害者の建物内に行く場合と、申し立てられた違法な商品を検査する場合がある。税関局員がこれらの商品が真正者の知的所有権を侵害すると確信すれば、商品を差し押さえ、より進んだ調査を開始する場合がある。調査の後に決定がなされる。

## (3) 問合せ先

地方の管理当局。

外国の申立人は中国の法律事務所に委託する必要がある。中国の弁護士が法律行為を行う。

# 6. 証拠保全

## (1) 手続の概要

証拠の保全を申し立てるために、申立書は、知的所有権の所有を示す証拠、侵害の証拠、証拠のある場所の情報等と共に裁判所に提出される。裁判所は申立書を検討し、次に、証拠を保全するべきかどうか決定する。裁判所が証拠保全を行うことを決定する場合、措置を講じる。

## (2) 申立の方法

訴訟を提起した当事者が自身で取得することが困難な証拠または取得に間に合わないければ廃棄されまたは失われることが容易な証拠に対して裁判所に証拠保全が申し立てられる。

## (3) 問合せ先

訴訟が提起された地方の裁判所。

外国の申立人は中国の法律事務所に委託する必要がある。中国の弁護士が法律行為を行う。

# 7. 上訴、再審、不起訴処分に対する不服

## (1) 上訴の要件

第1の裁判所の判決に満足しない訴訟を提起したいいずれの当事者も、上訴の訴状および関連する証拠の提出により上級裁判所へ訴えることができる。そのような申立書は第1の裁判所の判決を受け取った後国内の当事者の場合15日以内、外国の当事者の場合30日以内に提出される。上訴の理由は以下のとおり。

(a) 新たな理由または証拠

(b) 原裁判所が誤った法律および規則を引用した

(c) 原裁判所における手続に誤りがあった

(2) 上訴裁判所の連絡先および所在地

第 1 の判決がなされた地方の裁判所、またはその上級裁判所(第 1 の判決がなされた裁判所の直接の上級裁判所が上訴に対して管轄を有する)

外国の申請者は中国の法律事務所に委託する必要がある。中国の弁護士が法律行為を行う。

## 情報提供協力者

氏名 : Yue Li, Esq.

事務所 : China Science Patent & Trademark Agent Limited

電話 : 86-10-82378686

F A X : 86-10-82378400, 82378485, 62613754, 62644181

e-mail : csptal@csptal.com

H P : www.cpstal.com

氏名 : Yiping Xu, Esq.

事務所 : Shanghai Patent & Trademark Law Office

電話 : (86-21) 6485 3500

F A X : (86-21) 6482, 8651, 6482 8652, 6485 1607, 6485 3180, 6485 5062

e-mail : sptl@siit.intnet.com.cn

H P : www.sptl.com.cn

氏名 : Qiang Li, Esq.

事務所 : Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd.

電話 : 86-10-66211633 86-10-66211626

F A X : 86-10-66211631 86-10-66211632

e-mail : info@sanyou.sina.net

H P : <http://www.san-you.com>

氏名 : Liu Xin Esq.

事務所 : Shangcheng & Partners

電話 : 86-10-6641-2675

F A X : 86-10-6641-1097

e-mail : mail@shangchengip.

H P : <http://www.shangchengip.com>